

「白老町アイヌ施策基本方針(改訂案)」 についてご意見を募集いたします。(パブリックコメント)

「白老町アイヌ施策基本方針(改訂案)」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集します。

■ご意見を募集する政策等の案の名称

「白老町アイヌ施策基本方針(改訂案)」

■ご意見募集期間

令和4年2月4日(金)から令和4年3月7日(月)まで

■政策等の趣旨、目的及び背景

白老町では、アイヌ民族の尊厳と自律を回復するとともに、アイヌ文化を次の世代、未来の子どもたちに引き継ぐために、白老町における中長期的な展望に立った総合的方針として、平成19年9月に「白老町アイヌ施策基本方針」を他の自治体に先駆けて定め、町内関係機関・団体と連携を図りながら、アイヌ文化振興のための施策を展開してきました。

一方、方針が策定されてから14年が経過し、令和元年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行され、令和2年7月には、アイヌ文化復興・発展のナショナルセンターである民族共生象徴空間(ウポポイ)が本町に開設されるなど、アイヌ文化振興を取り巻く町内外の動向が大きく変化しています。

私たち町民一人ひとりが、アイヌ民族の歴史や文化等について正しい理解を深めることで、アイヌが民族としての誇りをもって生活することができ、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ることが重要です。

このことから、アイヌ民族の尊厳と自律を回復し、アイヌ文化への正しい理解を深めるとともに、私たちが住む白老町に息づく伝統的なアイヌ文化を保存・伝承・発展させ、次の世代、未来の子どもたちに引き継ぐため、今後の白老町における中長期的な展望に立ったアイヌ施策の総合的方針として「白老町アイヌ施策基本方針」を改訂します。

■公表する資料

「白老町アイヌ施策基本方針(改訂案)」

(裏面に続く)

■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、図書館、いきいき4♥6（健康福祉課）、白老町コミュニティセンター、各出張所等で入手できます。

■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 直接提出 政策推進課 アイヌ政策推進室（担当課）
いきいき4♥6（健康福祉課）
白老町コミュニティセンター
各出張所で提出を受け付けます。
- (2) 郵送 〒059-0995
白老郡白老町大町1丁目1番1号
政策推進課 アイヌ政策推進室 宛
※令和4年3月5日（土） 当日消印有効
- (3) FAX (0144) 82-4391
政策推進課 アイヌ政策推進室 宛
- (4) 電子メール 電子メールアドレス ainu@town.shiraoi.hokkaido.jp
★パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。

■提出されたご意見の取扱い

- ・ 提出されたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・ 計画（案）に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・ 口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・ パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

■お問い合わせ先

〒059-0995

白老町大町1丁目1番1号（政策推進課 アイヌ政策推進室）

電話：0144-82-7739 FAX：0144-82-4391

Eメール：ainu@town.shiraoi.hokkaido.jp